

# コーポレートガバナンス

- ✓ コーポレートガバナンス体制の構築
- ✓ コーポレートガバナンス改革・強化に向けたあゆみ
- ✓ 相互会社運営
- ✓ 取締役会等の状況
- ✓ 役員報酬制度
- ✓ 内部統制システムの整備
- ✓ 内部監査体制
- ✓ 税務方針
- ✓ 情報開示

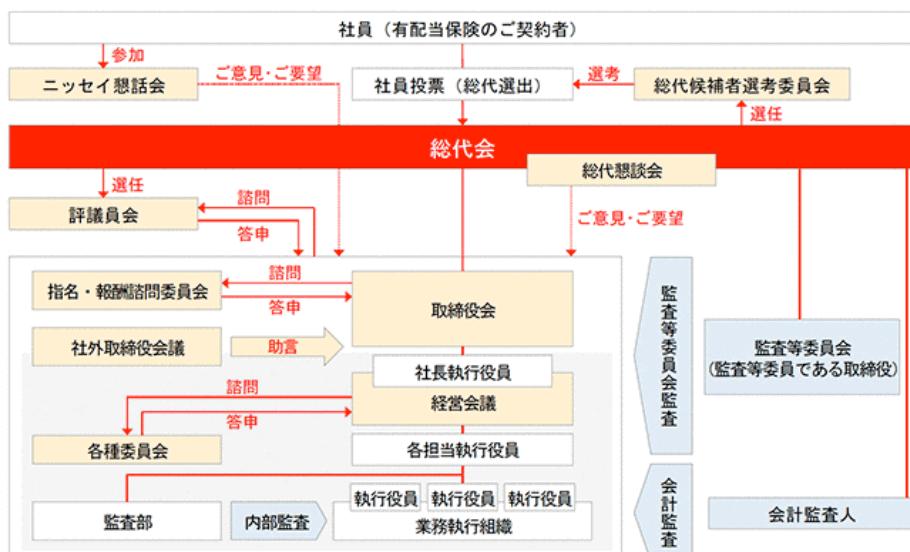
## コーポレートガバナンス体制の構築

### コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社の定める経営基本理念に則り、生命保険会社としてお客様に対する長期にわたる保障責任を全うし続けるため、経営の適正性の確保および透明性の向上に資するコーポレートガバナンス体制を構築するとともに、その継続的な発展に努めています。

当社は、上記のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や体制を定める「コーポレートガバナンス基本方針」および「社外取締役の独立性判断基準」を制定するとともに、当社のコーポレートガバナンスの状況を明らかにするため「コーポレートガバナンスに関する報告書」を作成しています。

- コーポレートガバナンス基本方針[207KB] [PDF](#)
- 社外取締役の独立性判断基準[87KB] [PDF](#)
- コーポレートガバナンスに関する報告書[779KB] [PDF](#)



# コーポレートガバナンス改革・強化に向けたあゆみ

当社は、社外役員の積極的な招聘および女性取締役の選任を含めた多様性の確保、社外取締役を中心とする委員会の設置、「コーポレートガバナンス基本方針」の制定、監査等委員会設置会社への移行等、さまざまな取り組みを通じてコーポレートガバナンス体制の高度化に努めてきました。

今後も、コーポレートガバナンス体制の不断の高度化に取り組んでいきます。



\* 2022年7月の監査等委員会設置会社への移行前の名称は「社外役員の独立性判断基準」としていました。

## 機関構成の選択理由等

当社は、取締役会において監督と執行がそれぞれ機能発揮しながら協働すること、また、取締役会から独立した監査等委員会が監査・監督を担うことが重要であると考えているため、監査等委員会設置会社を選択しています。加えて、取締役および執行役員等の選解任・報酬等に関する透明性の確保や、客観的な視点からの牽制の確保を目的に、指名・報酬諮問委員会を、社外取締役の幅広い経験および見識の経営への活用を目的に、経営に関する重要事項等について審議する社外取締役会議を、それぞれ設置しています。

また、迅速かつ果断な業務執行を実現するために、執行役員が業務執行を担う執行役員制度を採用しています。

# 相互会社運営

相互会社は保険業に固有の会社形態であり、相互扶助の考え方にもとづき、有配当保険のご契約者が保険加入と同時に会社の構成員である「社員」となる社団法人です。

当社は相互会社の会社形態をとっており、その具体的な理由は次の二点です。

- ・ご契約者の利益を優先し最大化するという経営方針に、相互会社の剩余金分配の仕組み（株式会社における株主配当を考慮する必要がなく、剩余金の大半を有配当保険のご契約者への配当とする）が一致するからです。
- ・生命保険会社は、ご契約者に対して確実に保険金・給付金等をお支払いするために、長期にわたり財務の健全性を維持し、また、安定的な剩余をあげる責任があり、長期的に安定的な経営を行うには、相互会社形態が適していると考えるからです。

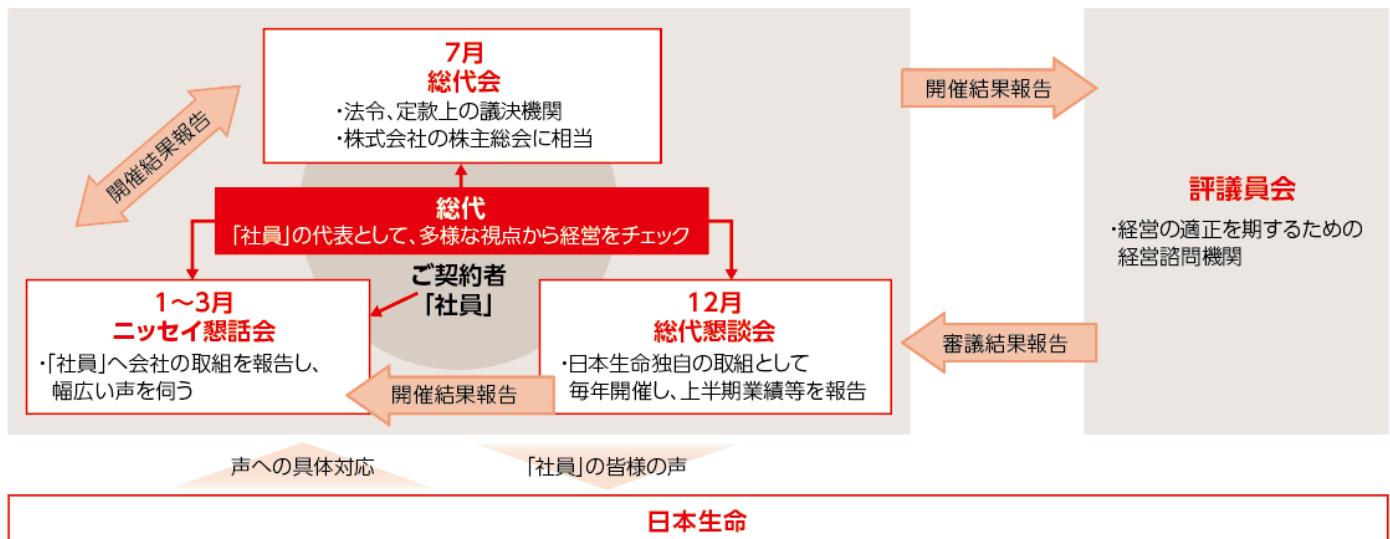
› [自己資本についての説明はこちら](#)

› [配当についての説明はこちら](#)

## 「総代会」・「総代懇談会」・「ニッセイ懇話会」

当社は、相互会社として「社員（有配当保険のご契約者）」の皆様の利益の優先・最大化に資するため、総代会、総代懇談会およびニッセイ懇話会の運営その他の取組を通じ、「社員」の皆様の声にもとづく経営を行っています。それぞれの概要・参加者、主な議題、ご意見等は、以下のとおりです。

相互会社制度を通じた「社員（有配当保険のご契約者）」の皆様の声に基づく経営



› [「相互会社運営」はこちら](#)

## 総代会

項目	内容
概要・参加者	株式会社における株主総会に相当する機関として設置され、「社員」の中から選出された総代（定員200名）により構成されます。経営に関する重要事項（定款の変更、剰余金の処分、取締役の選任等）の審議と決議を行うとともに、幅広いご意見・ご要望を伺います。
開催日	第78回定時総代会は2025年7月2日に開催
主な議題	2024年度事業報告、評議員会に対する諮問事項およびニッセイ懇話会開催結果報告等
直近の開催状況	<ul style="list-style-type: none"><li>定期的なお客様へのリスクの説明、保険内容の見直しの提案</li><li>日本生命ならではの新たな顧客体験価値（CX）の具体的な計画</li><li>海外投資のリスク</li><li>「金利ある世界」における公社債の取り扱い方針</li><li>基礎利益と当期純剰余との差、契約者配当と株主配当との違い等</li></ul>
主なご意見	

- 「総代とその選出」はこちら
- 定時総代会当日の議事進行の映像や議事録等はこちら

## 総代懇談会

項目	内容
概要・参加者	総代による経営チェック態勢をより充実させるため、総代が参加し、幅広いご意見・ご要望をお伺いする場として、1962年から当社独自の取組として毎年開催しています。
直近の開催状況	開催日 2024年12月3日に開催
	主な議題 2024年度上半期業績、日本生命のデジタル関連取組 等
	主なご意見 <ul style="list-style-type: none"><li>デジタル関連取組について</li><li>ニチイグループが抱える課題と今後の方向性</li><li>海外事業における今後の対応の方向性 等</li></ul>

› 総代懇談会当日の議事進行の映像や議事録等はこちら

## ニッセイ懇話会

項目	内容
概要・参加者	<p>全国各地のご契約者に、当社の事業活動を説明し、経営全般や商品・サービスなどに関するご意見・ご要望をお伺いする場として1975年から毎年開催しています。</p> <p>主なご意見・ご要望とその対応は総代会や評議員会に報告するとともに、総代や当社役員も多数出席し総代会および総代懇談会との相互の連動性を高める取組を続けています。</p>
開催日	2024年度は2025年1～3月にかけて全国の支社等で開催
主な議題	2024年度上半期業績、営業職員領域におけるデジタル関連取組 等
直近の開催状況	<p><b>2024年度ニッセイ懇話会 主なご意見・ご要望と当社の対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 営業職員の活動</li><li>• 成長投資の意義や今後の展開、リスク</li><li>• 成長投資と配当の関係、お客様配当性向 等</li></ul> <p><b>ニッセイ懇話会でいただいたご意見・ご要望への対応例</b></p> <p>2024年度ニッセイ懇話会にご参加いただいたご契約者から、当社の「がん検診受診勧奨活動」に対する取組の継続等についてご要望をいただいたことも踏まえ、2025年度からは取組を進化させた「ニッセイがん啓発プロジェクト」をスタートしています。</p> <p>なお、2023年度ニッセイ懇話会でいただいたご意見・ご要望6,464件のうち、高評価や単純質問等を除く対応が必要と思われる声1,235件中、719件 [58%] の対応が完了しており、384件 [31%] は中長期的に対応を検討してまいります。</p> <p>* [ ] 内は対応が必要と思われる声に占める割合です。</p>

› ニッセイ懇話会開催結果、および主なご意見・ご要望と当社の対応はこちら

## 評議員会

項目	内容
概要・参加者	経営の適正を期するための経営諮問機関です。評議員は、「社員」または学識経験者の中から総代会で選任され、諮問を受けた事項または経営上の重要事項について意見を述べるほか、「社員」からいただいた会社経営に関するご意見を審議します。
直近の開催状況	開催日 2024年5月21日、2024年11月22日、2025年3月7日に開催
	主な議題 決算・経営課題への取組（「中期経営計画（2024-2026）」の概要、新経営体制における基本方針や重点取組等）
	主なご意見 <ul style="list-style-type: none"><li>出資・提携によるシナジー</li><li>生成AI等のデジタル活用</li><li>地域のステークホルダーと協業した取組等</li></ul>

# 取締役会等の状況

取締役会等の任務、構成、活動状況、主な議題等は、以下のとおりです。

## 取締役会

項目	内容
任務	<p>取締役会は、法令および定款その他の当社の定める規程に基づき、主に以下の任務を遂行します。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 経営の基本方針の決定</li><li>2. 内部統制システムの基本方針の決定およびその構築・運用の監視</li><li>3. 取締役および執行役員の職務の執行の監督</li><li>4. コーポレートガバナンス体制の整備</li><li>5. 代表取締役の選定および解職</li></ol> <p>取締役は、取締役会の議案に対して十分に検討するとともに、必要に応じて説明の要請や意見表明を行うなど積極的に議論に参加し、もって取締役会の任務の遂行に参画します。また、社外取締役は、各々の経験および見識に基づき、客観的な立場から前掲の職責を担うとともに、業務執行に対して助言を行います。</p>
構成 (議長： 代表取締役会長 清水 博)	<p>独立社外取締役<sup>*1</sup>7名を含む15名の取締役で構成しています<sup>*2</sup>。</p> <p>取締役会において監督と執行の協働体制を構築する観点から、客観的な視点と多様な社外の知見を有する独立社外取締役を3分の1以上選任するとともに、執行現場の実情を見据えた議論を行うため、会長および社長に加え、全社横断機能（例：経営企画、コンプライアンス・リスク管理等）を担当する者を中心に、執行役員を兼務する取締役を選任しています。加えて、取締役会全体としての多様性確保についても考慮しています。</p> <p>また、変化を捉えた戦略議論および監督機能の発揮のために社外取締役およびその他取締役にそれぞれ求める経験および見識等を、「コーポレートガバナンス基本方針」に定めているほか、当社グループが長期的に目指す社会と企業像の実現に向け、中期経営計画（2024-2026）においてとりわけ重点的に取り組むべき課題を特定のうえ、全取締役がその職務の遂行にあたり持つべき視点として「サステナビリティ経営」を、取締役会全体として備えるべき経験および見識等として「IT・デジタル」「人材戦略」を定めています。</p> <p>2025年7月2日時点での取締役の経験、見識および視点等の組み合わせは後掲の表のとおりです。</p> 
選任	<p>選定基準<sup>*4</sup>に基づき、指名・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会が候補者を決定し、総代会の決議により取締役（監査等委員である者を除く。本項において以下同じ）を選任します。</p> <p>また、代表取締役および役付取締役は、取締役の中から、経験、実績、見識および人格等を総合的に勘案し、指名・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会が決定しています。</p>
2024年度の活動状況	<ul style="list-style-type: none"><li>• 開催回数 14回</li><li>• 全構成員の出席率 99.1%、社外取締役の出席率 98.0%</li></ul>

項目	内容
2024年度の主な議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>2024年度経営計画の取組状況の確認（グループ経営・サステナビリティ経営・お客様本位の業務運営を含む）および2025年度経営計画の策定</li> <li>海外事業領域における大型出資</li> <li>取締役会の文化および共有すべき価値観 等</li> </ul>

\*1 「社外取締役の独立性判断基準」は[こちら](#) PDF

\*2 取締役の一覧は[こちら](#)

\*3 2025年7月2日時点

\*4 取締役候補者の選定基準は、「コーポレートガバナンス基本方針」第8条第1項および第21条第1項に定めています。「コーポレートガバナンス基本方針」は[こちら](#) PDF

## スキルマトリクス

		企業経営	学識経験	法務・コンプライアンス・リスク管理	財務・会計	グローバル・金融	共通項目		
							サステナビリティ 経営	IT・ デジタル	人材戦略
取締役 (監査等委員 である者を 除く。)	清水 博						✓	✓	✓
	朝日 智司						✓	✓	✓
	赤堀 直樹						✓	✓	
	中村 吉隆						✓	✓	✓
	宮嶋 隆浩						✓		
	中野 佳代子						✓		
	牛島 信	社外			✓		✓		
	三浦 悠	社外	✓				✓	✓	✓
監査等委員 である 取締役	富田 哲郎	社外	✓				✓		✓
	濱田 純一	社外		✓			✓		✓
	松永 陽介		当社の業務全般に深く精通し、当社の経営管理を適切に遂行する能力を有しています					✓	
	宮崎 まゆ子		当社の業務全般に深く精通し、当社の取締役の職務の執行の監査を適切に遂行する能力を有しています					✓	
	但木 敬一	社外			✓		✓		✓
							✓		✓
							✓		✓
							✓		✓

## 取締役会の実効性評価

当社は2015年度から、取締役会およびその諮問機関である委員会等の実効性に関する自己評価を毎年実施し、その結果をコーポレートガバナンス体制の高度化や取締役会等の運営の工夫等に生かしています。

### 実施概要

- 2024年度の評価では、以下の手法により課題を抽出のうえ、改善策を検討・実行

- 全取締役を対象に、第三者機関による無記名方式のアンケートを実施
  - 「取締役会の構成と運営」「経営戦略と事業戦略」「企業倫理とリスク管理」「経営陣の評価と報酬」「ステークホルダーとの関係性」の各項目で、5段階評価や自由記述による意見収集を実施
- 社外取締役を対象に、第三者機関による個別インタビューを実施

▶ 詳細は[こちら](#) PDF

## 指名・報酬諮問委員会

項目	内容
任務	取締役会の諮問機関として、取締役および執行役員等の選解任に関する事項ならびに取締役（監査等委員である者を除く。）および執行役員等の報酬等に関する事項等について審議し、その結果を取締役会に答申します。また、監査等委員会がその監督に係る任務を適切に遂行するため、取締役（監査等委員である者を除く。）の選解任・報酬等に関し、監査等委員会に必要な報告を行います。
構成 (委員長： 社外取締役 牛島 信)	社外取締役（監査等委員である者を除く。）4名ならびに会長および社長で構成しています。 <sup>*</sup> 過半数および委員長を独立社外取締役とします。 
2024年度の活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催回数 5回</li> <li>全構成員の出席率 96.7%、社外取締役の出席率 95.0%</li> </ul>
2024年度の主な議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の役員選任の方向性の審議、社長後継者計画の運用（次期社長候補者層の確認および候補者の絞り込み等）、その他役員候補者層の確認</li> <li>役員報酬決定方針および報酬水準の定例検証、業績連動報酬の指標選定 等</li> </ul>

\* 2025年7月2日時点

## 社外取締役会議

項目	内容
任務	当社の中長期の経営方針その他経営に関する重要事項について審議します。
構成	7名全ての社外取締役ならびに会長および社長で構成し、必要に応じて、当社役員・職員その他社外有識者等が参加しています。 <sup>*1</sup> 
2024年度の活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催回数 6回<sup>*2</sup></li> <li>全構成員の出席率 96.2%、社外取締役の出席率 95.1%</li> </ul>
2024年度の主な議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>配当方針および新配当制度に係る方針</li> <li>当社商品およびサービス戦略</li> <li>人的資本の強化（2025年度制度改正等）に向けた取組状況 等</li> </ul>

\*1 2025年7月2日時点

\*2 このうち1回では、全構成員での審議に加え、社外取締役のみによるフリーディスカッションも実施しています。

## 監査等委員会

項目	内容
任務	監査等委員会は、能動的な調査権限の行使、内部統制システムの利用および取締役（監査等委員である者を除く。）の選解任・報酬等に関する意見陳述権の行使等を通じ、取締役会から独立した機関として取締役の職務の執行の監査および監督を行います。
構成 (委員長：取締役 常任監査等委員 (常勤)松永 陽介)	監査等委員会は、実効的かつ効率的な監査等に必要な規模とし、全体として、当社の業務に関する知識・情報収集力ならびに監査に求められる客観性および専門性を確保します。また、監査等委員のうち過半数を社外取締役である監査等委員とします。 独立社外取締役である監査等委員3名を含む5名の監査等委員で構成しています。 <small>*1</small>
選任	選定基準 <sup>*3</sup> に基づき、指名・報酬諮問委員会における審議および監査等委員会の同意を得て、取締役会が候補者を決定し、総代会の決議により監査等委員を選任します。
2024年度の活動状況	<ul style="list-style-type: none"><li>開催回数 14回</li><li>全構成員の出席率 100.0%、社外取締役の出席率 100.0%</li></ul>
2024年度の主な議題	<ul style="list-style-type: none"><li>監査等方針・監査等計画の策定</li><li>内部統制部門からの報告</li><li>重点監査項目にかかる報告（取締役会等の実効性評価結果の件）等</li></ul>

\*1 監査等委員の一覧は[こちら](#)

\*2 2025年7月2日時点

\*3 取締役候補者の選定基準は、「コーポレートガバナンス基本方針」第21条第1項に定めています。「コーポレートガバナンス基本方針」は[こちら](#) 



## 監査等委員会監査の状況

監査等委員会監査においては、執行現場の実情を直視した監査活動を行っていくとともに、内部監査部門とのさらなる連携強化等、内部統制システムも利用しながら、実効的かつ効率的な監査を行っています。

具体的には、2024年度においては、監査等委員会が策定した監査等方針・監査等計画において、下記の4項目を重点監査項目とし、これらに関連する案件を中心に執行部門から直接報告を受けるほか、内部監査部門および内部統制機能を所管する部門や各監査等委員からの報告等を受けて、監査を行いました。

### 2024年度の重点監査項目

1. 生命保険会社としての社会的役割の実現
2. 経営環境の変化への適応
3. 強固な経営基盤の構築
4. 国内外のグループ事業の強化・多角化に向けた戦略実現・ガバナンス強化

なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人である有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、適切に職務遂行していることを確認しました。

上記に加えて、常勤監査等委員は、取締役会や経営会議その他の重要な会議への出席、執行部門へのヒアリング、グループ会社の監査役との連携等、日常的な監査活動を実施し、意見表明・提言を行っています。社外監査等委員は、取締役会等へ出席し、客観的・独立的な立場から意見表明・提言を行うこと等に加えて、必要に応じて支社等フロント組織への往査等も行います。

また、監査等委員会の職務を補助するための体制として、監査等委員会室（13名<sup>\*</sup>）を設置しています。監査等委員会室は、幅広い部門の実務経験を有する者を配置しており、各々の専門性を生かして監査等委員会監査を補助しています。

\* 2025年3月末時点

### 2024年度 取締役会等への出席状況

		取締役会	指名・報酬諮問委員会	社外取締役会議	監査等委員会
取締役 (監査等委員 である者を 除く。)	清水 博	14回／14回	5回／5回	6回／6回	—
	朝日 智司	14回／14回	—	—	—
	赤堀 直樹	14回／14回	—	—	—
	中村 吉隆 <sup>*1</sup>	—	—	—	—
	宮嶋 隆浩 <sup>*1</sup>	—	—	—	—
	中野 佳代子 <sup>*1</sup>	—	—	—	—
	牛島 信 <small>社外</small>	14回／14回	5回／5回	6回／6回	—
	三浦 悅 <small>社外</small>	14回／14回	5回／5回	6回／6回	—
監査等委員 である 取締役	富田 哲郎 <small>社外</small>	13回／14回	4回／5回	5回／6回	—
	濱田 純一 <small>社外</small>	14回／14回	5回／5回	6回／6回	—
	松永 陽介	14回／14回	—	—	14回／14回
	宮崎 まゆ子 <sup>*2</sup>	—	—	—	—
	但木 敬一 <small>社外</small>	13回／14回	—	5回／6回	14回／14回
	佐藤 良二 <small>社外</small>	14回／14回	—	6回／6回	14回／14回
	飯島 奈絵 <small>社外</small>	12回／12回	—	5回／5回	11回／11回

\*1 2025年7月2日に取締役に就任しています。

\*2 2025年7月2日に監査等委員である取締役に就任しています。

# 役員報酬制度

## 会社役員の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社は、取締役（監査等委員である者を除く。）の個人別の報酬等の決定に関する方針について、取締役会が、指名・報酬諮問委員会の答申の内容を踏まえ、決定しています。監査等委員である取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針については、監査等委員である取締役の協議で決定しています。

### 会社役員の個人別の報酬等の決定に関する方針の概要

- 役員の報酬等は、経営基本理念にのっとり、生命保険会社としてお客様に対する長期にわたる保障責任を全うし、ご契約者利益の最大化に資する長期性・安定性を重視した体系および水準とする。
- 固定報酬である「月例報酬」と、業績連動報酬である「賞与」「業績連動退任時報酬」で構成し、経営の安定性を高める観点から、過半を固定報酬とする。
- 報酬水準については、総代会で決議した報酬等の額の範囲内で、経営環境、業績、第三者による国内企業経営者の報酬等に関する調査、各役員の役位、在任年数および職務内容ならびにリスク管理を含む中長期的な観点での経営への貢献度等を勘案し決定する。
- 業績連動報酬の水準は、保障責任の全うや安定配当等を目指す生命保険事業の長期性、過度なリスクテイクを抑止する観点等から、前年度の基礎利益を基礎としつつ、経営環境・業績等を総合的に勘案して決定する。
- 個人別の報酬については、取締役（監査等委員である者を除く。）は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ取締役会から一任を受けた代表取締役社長が決定することができる。監査等委員である取締役は、監査等委員の協議で決定する。

## 報酬水準

取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬水準は、会社役員の個人別の報酬等の決定に関する方針に基づき、社外取締役を過半数かつ委員長とする指名・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、決定しています。

## 報酬体系

### (1)報酬の構成

当社の役員報酬は、固定報酬、賞与および業績連動退任時報酬で構成しています。

業績連動報酬（賞与および業績連動退任時報酬）については、経営環境や業績等を共有する観点から、全役員に支給し、総報酬に占める業績連動報酬の割合は、取締役（社外取締役を除く。）が40%程度、社外取締役が10%程度としています。なお、業績連動退任時報酬は、業績に応じた額を毎年積み立て、累計額を退任時に支給するのですが、在任期間中、役員の責任による不祥事等が発生した場合には、減額することができます。

## (2)業績連動報酬

前年度の基礎利益を基礎としつつ、経営環境・業績等を総合的に勘案して決定しています。基礎利益については、2023年度は7,087億円(対前年+2,099億円)です。

なお、当社の持続的な成長と中期的な企業価値向上のインセンティブとして機能するよう、中期経営計画(2024-2026)を踏まえ、2025年度の業績等の評価に基づき2026年7月に支給する業績連動報酬に用いる主な指標について、2025年3月の取締役会において、次の通り決定しています。

参考：業績連動報酬に用いる主な指標について

分類	指標	主な指標とした理由
当社（単体）業績	基礎利益	コアである当社保険事業の収入拡大・収益性を確保する観点
	新契約価値	
	お客様配当性向	
グループ業績	基礎利益	グループ全体ならびに各事業の収益性を確保する観点
	新契約価値	
	ESR	
サステナビリティ取組	お客様数	各事業を通じて提供する価値の拡大や社会への直接的な貢献を図る観点
	預かり資産	
	CO <sub>2</sub> 排出量削減	

## 内部統制システムの整備

当社は、業務の適正を確保し、企業価値の向上を図るために、取締役会で「内部統制システムの基本方針」を制定し、この方針にもとづき、内部統制システムの整備を行っています。

# 内部統制システムの基本方針

改正 2025年3月25日

日本生命保険相互会社（以下「当社」という。）は、法令の定めに基づき、内部統制に関する基本的な事項を、以下のとおり定める。

## I. 役職員の職務の執行の効率性を確保するための体制

### 取締役会の任務の遂行

- 当社は、取締役会の任務の遂行のため、取締役会を原則として月1回以上開催するとともに、必要に応じて臨時に開催する。
- 当社は、法令および定款の定めに基づき、重要な業務執行の決定を取締役に委任する。

### 執行体制

- 当社は、取締役会の定める方針に沿って業務執行を行うとともに、業務執行の状況について定期的な分析および評価を行う。
- 当社は、業務執行を担当する者として取締役会で選任された執行役員が特定の業務分野を担当し、担当執行役員が全事業領域を分担する担当執行役員制を採用する。
- 当社は、経営に関する重要事項についての議論および取締役会から委任を受けた業務執行の決定のための協議等を行うことを任務とする経営会議ならびに経営会議を補佐し特定事項についての審議を任務とする各種委員会を設置する。
- 当社は、業務執行を効率的かつ円滑に行うため、必要な組織および職制ならびに業務執行の権限と責任を定める社内規程を制定する。
- 当社は、次に掲げる組織等について、他の組織等からの独立を図る等、健全な機能発揮を確保する体制を整備する。
  - 保険の引受け、保険契約の管理および保険金等の支払いを担当する組織
  - お客様申出およびお客様情報の統括管理を担当する組織
  - 保険募集管理等を担当する組織
  - 融資審査を担当する組織
  - 資産の時価算定、資産査定および償却・引当を担当する組織
  - 外部委託管理を担当する組織
  - 利益相反管理を担当する組織
  - コンプライアンス統括を担当する組織
  - リスク管理を担当する組織
  - 内部監査を担当する組織
  - 保険計理人

## II. コンプライアンス推進体制

---

### コンプライアンス推進体制の整備

- ① 当社は、コンプライアンスに関する基本的な事項を定める基本方針、業務執行にあたって遵守すべき原則等を定める規程その他の社内規程を制定する。
- ② 当社は、全社的なコンプライアンス統括を担当する組織を設置する。
- ③ 当社は、コンプライアンス課題に対する対応策および取組状況のモニタリングの審議を任務とする委員会を設置する。
- ④ 当社は、取締役会において、コンプライアンスの状況を定期的に確認する。

### 反社会的勢力への対応体制の整備

- ① 当社は、反社会的勢力との一切の関係遮断に取り組むため、反社会的勢力への対応を担当する組織を設置するとともに、反社会的勢力への対応策の審議を任務とする委員会を設置する等、必要な体制を整備する。

### 内部通報体制の整備

- ① 当社は、法令等遵守の観点から問題が生じた場合（懸念を含む。）に、法令および社内規程に基づく内部通報を行うことができる体制を整備する。

## III. リスク管理体制

---

### リスク管理体制の整備

- ① 当社は、リスク管理に関する基本的な事項を定める基本方針、統合的なリスク管理に関する方針および各種リスク管理に関する方針その他の社内規程を制定する。
- ② 当社は、業務執行に係る各種リスクの個別かつ統合的な管理を担当する組織を設置する。
- ③ 当社は、統合的なリスク管理および各種リスク管理に関する方針、手法等ならびに総合的、専門的な見地からの現状分析、評価等の審議を任務とする委員会を設置する。
- ④ 当社は、取締役会において、リスク管理の状況を定期的に確認する。

### 危機管理体制の整備

- ① 当社は、危機管理に関する基本的な事項を定める基本方針その他の社内規程を制定する。
- ② 当社は、危機事象に係る対応を担当する組織を設置するとともに、危機管理のうち災害対策に係る態勢整備等の審議を任務とする委員会を設置する等、危機管理のために必要な体制を整備する。

## IV. 情報の保存および管理に関する体制

---

- ① 当社は、当社が保有するすべての情報資産を適切に取扱い保護するための基本的な事項を定める基本方針、情報資産の保存年限および保管方法等を定める規程その他の社内規程を制定する。
- ② 当社は、情報資産保護の統括管理を担当する組織および文書保存の統括管理を担当する組織を設置する。
- ③ 当社は、保有するすべての情報資産の保護制度および情報資産保護に係る諸課題への対応の審議を任務とする委員会を設置する。
- ④ 当社は、取締役が経営会議議事録および決裁書等の社内規程によって定める情報資産を閲覧できる体制を整備する。

## V. その他の業務の適正を確保するための体制

---

### 財務報告の信頼性の確保のための体制

- ① 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本計画を策定し、財務報告に係る内部統制の構築を図るとともに、企業会計審議会意見書を基準に評価を実施する。
- ② 当社は、財務報告に係る内部統制体制の構築に向けた取組みの推進および指示を担当する組織を設置する。

### 内部監査体制

- ① 当社は、内部監査に関する基本的な事項を定める基本方針その他の社内規程を制定する。
- ② 当社は、監査対象組織から独立し、内部監査を担当する組織を設置するとともに、当該組織と監査等委員会および会計監査との連携体制を整備する。
- ③ 当社は、内部監査計画の策定に際し、その決定前に監査等委員会の同意を得るとともに、内部監査結果等を監査等委員会に定期的にかつ必要に応じて報告する。
- ④ 当社は、取締役会決議により内部監査計画を策定するとともに、取締役会において、内部監査の状況を定期的に確認する。

## VI. グループ会社の業務の適正を確保するための体制

---

### グループ会社管理のための規程の制定

- ① 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ会社に対して行う経営管理に関する基本的な事項を定める基本方針、具体的な経営管理方法等を定める規程その他の社内規程を制定する。
- ② 当社は、当社グループのコンプライアンスに関する基本的な事項を定める基本方針その他の社内規程を制定する。
- ③ 当社は、グループ会社に対するリスク管理に関する基本的な事項を定める基本方針その他の社内規程を制定する。
- ④ 当社は、グループ会社の内部監査態勢に関し当社が行う管理、指導等および当社のグループ会社に対する監査に関する基本的な事項を定める基本方針その他の社内規程を制定する。

## グループ会社の管理組織等の設置

- ① 当社は、全グループ会社の経営管理を統括する組織を設置するとともに、グループ会社ごとにその全般的経営管理を担当する組織を設定する。また、コンプライアンス、リスク管理および内部監査等に関しグループ会社管理を統括する組織を設置するとともに、必要に応じてグループ会社における内部統制の状況等の審議を任務とする委員会を設置する等、グループ会社に対し横断的および個社別に経営管理を実施する体制を整備する。
- ② 当社は、取締役会において、当社グループ全体の経営状況等について定期的に確認する。

## グループ会社からの報告等の体制

- ① 当社は、グループ会社に対し、経営状況等について定期的な報告を求めるとともに、コンプライアンスおよびリスク管理上重要な事項や異常事象等について速やかな報告を求める。
- ② 当社は、当社の役職員が必要に応じてグループ会社の取締役または監査役に就任すること等を通じて、当該グループ会社の取締役の職務の執行を監督および監査する。

## VII. 監査等委員会補助者に関する体制

### 監査等委員会補助者の配置

- ① 当社は、必要に応じて、取締役会決議により、監査等委員会の指示を受けて監査等委員会の職務全般を補助する監査等特命役員を任命する。
- ② 当社は、監査等特命役員のほか、監査等委員会の職務の補助を担当する組織を設置するとともに、監査等委員会の指示を受けて監査等委員会の職務を補助すべき者（以下、監査等特命役員を含めて「監査等委員会補助者」という。）を任命する。

### 監査等委員会補助者の独立性の確保

- ① 当社は、役職員（監査等委員である取締役および監査等委員会補助者を除く。）からの監査等委員会補助者の独立性を確保するため、その人事および処遇について、監査等委員会または監査等委員会が規程により定める監査等委員の同意を得たうえで行う。

### 監査等委員会の指示の実効性の確保

- ① 当社は、監査等委員会の監査等委員会補助者に対する指示の実効性を確保するため、監査等委員会補助者には必要な知識および能力を備えた十分な人数を任命する。
- ② 当社は、監査等委員会補助者が、監査等委員会補助職務に関して監査等委員会の指示に従う体制を整備する。

## VIII. 監査等委員会への報告に関する体制

---

- ① 当社は、重大な法令または定款違反その他業務または業績に影響を与える重要な事項について、速やかに監査等委員会に報告（監査等委員または監査等委員会補助者を通じた報告を含む。以下本章において同じ。）するとともに、業務執行の状況および監査等委員会から報告を求められた事項について適時適切に監査等委員会に報告する。
- ② 当社は、コンプライアンス、リスク管理および内部監査の状況（グループ会社に関する事項も含む。）等について、定期的にかつ必要に応じて監査等委員会に報告する。
- ③ グループ会社の役職員等またはこれらの者から報告を受けた当社の役職員は、グループ会社における重大な法令または定款違反その他業務または業績に影響を与える重要な事項について、速やかに当社の監査等委員会に報告するとともに、グループ会社の業務執行の状況および当社の監査等委員会から報告を求められた事項について、適時適切に監査等委員会に報告する。
- ④ 当社は、監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告を理由として不利な取扱いを行わない。

## IX. その他の監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制

---

### 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等

- ① 当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下本章において同じ。）について必要な費用（弁護士、公認会計士その他の社外専門家を活用するための費用および監査等委員会補助者の監査等委員会補助職務に関する費用を含む。）の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを支払う。

### その他の体制

- ① 当社は、監査等委員会が選定した監査等委員が経営会議その他の重要な会議に出席し意見を述べること、ならびに経営会議議事録および決裁書等の社内規程によって定める情報資産を閲覧することができる体制を整備する。
- ② 当社は、監査等委員会が選定した監査等委員に対し、法令および社内規程に基づく内部通報の内容を速やかに連絡するとともに、その運用状況を定期的に報告する。
- ③ 監査等特命役員は、監査等委員会の指示に基づき、上記①および②に記載の監査等委員と同様の情報収集等を行うことができる。

以上

◀ ガバナンスへ戻る

## 内部監査体制

---

他の執行部門から独立した内部監査組織として「監査部」を設置し、当社およびグループ会社の業務を対象として内部監査を行っています（監査部の人員は2025年4月末時点で107名）。

2025年3月の取締役会にて、これまでの方針を改訂した新たな「内部監査基本方針」を決議し、公表しています。

この方針において、内部監査の目的・独立性・権限および責任等を定め、内部統制、リスク管理態勢および経営管理態勢等の適切性・有効性を検証するための監査を行っています。監査結果については、経営会議、取締役会、監査等委員会や関連する委員会に報告しています。

また、監査部・監査等委員・会計監査人が、監査の計画・実施状況・結果等について定期的に意見交換を行うほか、監査部・会計監査人が監査等委員会へ出席するなど、密接な連携を図っています。

2025年3月の取締役会にて、2025年度の内部監査計画を決議し、内部監査の基本計画（2024-2026）に沿った取り組みを継続・推進しています。当計画においては、業務執行部門ならびにリスク管理・コンプライアンス部門との相互理解・信頼のもと、立入検査等で検知したリスク予兆等も踏まえた、組織横断的かつフォワードルッキングな視点で真因に迫る内部監査を行い、経営に対する付加価値(保証と助言)を提供していくことを目指しています。

# 内部監査基本方針

---

日本生命保険相互会社（以下、「当社」という。）が実施する内部監査の基本的な考え方を示すことを目的として、本方針を定める。

## 第1条（内部監査の目的）

---

当社の内部監査は、取締役会および社長に対し、第9条に定める内部監査の対象・範囲に関するリスクベースで客観的なアシュアランス、助言、洞察および先見性を提供することにより、ステークホルダーからの信頼を深め、当社の価値を高めることを目的とし、監査部がこれを担う。

## 第2条（グローバル内部監査基準等への適合）

---

監査部は、内部監査人協会が定める「専門職的実施の国際フレームワーク」の構成要素である「グローバル内部監査基準」および「トピック別要求事項」（以下、あわせて「グローバル内部監査基準等」という。）に適合する態勢を構築するほか、関係法令および規制上の要件を遵守して内部監査を実施する。

ただし、グローバル内部監査基準等のうち適合できない事項がある場合、監査部はその理由、影響および代替措置等を取締役会および監査等委員会ならびに社長（以下、「取締役会等」という。）に報告する。

## 第3条（監査部の権限）

---

1 監査部は、第1条に定める目的を達成するために実施する内部監査業務の遂行にあたり、次の各号に定める事項を行うことができる。

(1) 内部監査業務の遂行に際し、監査対象組織等の全ての所属に対して、次のアからエに定める事項を実施すること。

- ア 全ての資料・記録等の徴求・閲覧
- イ 全ての有形・無形資産等の調査
- ウ 全ての役職員に対する面接・質問
- エ 各種委員会・会議への出席

(2) 内部監査業務の遂行のために次のアからオに定める事項を実施すること。

- ア 監査資源の配分
- イ 監査計画における年間の監査頻度および監査テーマの策定
- ウ 監査業務の範囲の決定
- エ 監査の目的を達成するために必要な手法の決定
- オ 監査報告書の作成

(3) 必要に応じて社内外から専門的なサービスや支援・協力等を受けること。

2 監査部は、前項第1号に関し、秘密の保持ならびに資料・記録等および有形・無形資産等の保全に対する責任を負う。

## 第4条（独立性と客觀性）

---

- 監査部長は、監査部の職員（以下、「内部監査人」という。）が客觀的な立場で職責を全うできる環境を確保する。
- 監査部長は、少なくとも年に1回、監査部の組織上の独立性および内部監査人の客觀性の確保の状況を取締役会等に報告する。監査部長は、監査部の組織上の独立性および内部監査人の客觀性を阻害する要因がある場合、当該要因を除去するための措置を講じ、文書化のうえ、必要に応じて取締役会等に報告する。
- 監査部長は、個々の内部監査業務を実施するなかで、独立性または客觀性が損なわれたと判断する場合には、内部監査の有効性および監査部の職務遂行に与える影響を取締役会等に報告する。
- 監査部長の異動は、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会が決定する。
- 内部監査人は、公正不偏な態度で内部監査業務を遂行し、常に監査品質の向上に努める。
- 内部監査人は、監査対象であるすべての業務について、責任や権限を有さない。

## 第5条（取締役会による監督）

---

取締役会は、次の各号に定める事項を通じて、監査部に対する負託事項（監査部の権限、監査部長の責任および内部監査の対象・範囲）を定め、監査部がその職責を果たすために十分な権限を確立し、その維持に努める。

- 本方針を決定すること。また、必要に応じて見直しを行うこと。
- 内部監査計画を決定すること。なお、決定にあたっては、計画策定の基礎となったリスク評価、重点監査項目ならびに外部の専門家の活用を含む要員および予算の充足状況等について報告を受けるものとする。
- 個々の内部監査業務の結果のうち重要な事項について報告を受けること。
- 外部の第三者による監査部への評価の結果および提言事項の内容等を踏まえた監査部による対応に関する報告を受けること。
- 監査部長および内部監査人の職務遂行状況ならびに監査手法や人材育成を含む内部監査高度化の状況について報告を受けること。

## 第6条（監査部長の責任）

---

監査部長は次の各号に定める事項について責任を負う。

- (1) 取締役会が本方針を決定するにあたり、必要な情報を提供すること。
- (2) 少なくとも年に1回、内部監査計画を立案し、監査等委員会の事前同意を得たうえで、取締役会に決定を求める。なお、内部監査計画は、監査資源の制約による影響や事業運営、リスク、事業計画、内部統制の変化を踏まえて立案するものとする。
- (3) 内部監査計画の重大な変更について、取締役会に決定を求める。
- (4) 内部監査計画における個々の内部監査業務を確実に実行すること。なお、個々の内部監査業務には次のアから力に定める事項を含むものとする。
  - ア 個々の内部監査業務の目的および範囲を設定すること
  - イ 適切に監査資源を配分し管理すること
  - ウ グローバル内部監査基準等に適合した監査プログラムおよび検証結果を文書化すること
  - エ 個々の内部監査業務の結果（検証結果および改善のための提言等）を、監査対象組織等の関係者に報告すること
  - オ 個々の内部監査業務における改善のための提言等に関し、必要に応じて監査対象組織等の関係者に改善措置を要求し、その取組状況・有効性等を確認・評価すること
  - カ 個々の内部監査業務の結果に影響を与える重要な誤謬または脱漏があると判明した場合、修正した結果とともに、監査対象組織等の関係者に報告すること
- (5) 必要に応じて、個々の内部監査業務の複数の結果から導かれる改善のための提言に関し、監査対象組織等の関係者に改善措置を要求し、その取組状況・有効性等を確認・評価すること。
- (6) 前2号に定める内部監査業務の結果を、取締役会等に定期的に報告すること。また、監査等委員会が必要と認めた場合は、その求めに応じて説明または調査を行うこと。
- (7) 監査部が本方針に定める職責を果たすために組織として必要な知見・能力等を備えるための態勢整備を行うこと。
- (8) 内部監査業務に影響を与える可能性のある環境の変化等について、十分に注意を払い、必要に応じて取締役会等に報告すること。
- (9) 内部監査の趨勢および社内外の事例を収集・活用するための態勢整備を行うこと。
- (10) 内部監査の規程と手続を策定し、内部監査人に遵守させるための態勢整備を行うこと。
- (11) 監査部がグローバル内部監査基準等に適合するための態勢整備を行うこと。
- (12) 必要に応じて、外部のアシュアラントおよびアドバイザリーサービス提供者に連携・依拠することを検討すること。なお、外部のアシュアラントおよびアドバイザリーサービス提供者に依拠する場合、監査部長は、その根拠を文書化するとともに、依拠した結果、内部監査部門が到達した結論について責任を負う。

## 第7条（倫理と専門職としての気質）

---

監査部長は、グローバル内部監査基準等に定められた次の各号に関する事項を内部監査人に徹底させるための態勢整備を行う。

- (1) 倫理と専門職としての気質の原則（誠実性の発揮、客観性の維持、専門的能力の発揮、専門職としての正当な注意の発揮、秘密の保持）に適合すること。
- (2) 内部監査人に対して求められる正当かつ倫理的な期待を理解し、尊重すること。
- (3) 監査対象組織等に対し、倫理的な価値観や原則を重視する文化を奨励・促進すること。
- (4) 倫理的な期待に反する行動がなされた場合に、監査部長にその旨を報告すること。

## 第8条（品質のアシュアランスと改善のプログラム）

---

1 監査部長は、取り巻く環境等の変化を勘案し、次の各号を含む監査部の態勢および個々の内部監査業務に関する「品質のアシュアランスと改善のプログラム」を策定および実施し、必要に応じて見直す。

- (1) 監査部のグローバル内部監査基準等への適合性に関する内部評価
  - (2) 適格にして独立した外部の第三者が最低でも5年に1度実施する外部評価
  - (3) 内部監査の目標達成に向けた進捗状況と継続的な改善状況の評価
  - (4) 内部監査に関連する法令や規制上の要件の遵守状況の評価
- 2 監査部長は、取締役会等に、監査部の「品質のアシュアランスと改善のプログラム」に基づく検証結果を定期的に報告する。

## 第9条（内部監査の対象・範囲）

---

- 1 監査部は、ガバナンス、リスクマネジメントおよびリスクコントロールの各プロセスの有効性の評価および改善の提言を実施する。
- 2 内部監査は、関係法令および規制上の要件に抵触しない範囲で、当社およびグループ会社のすべての業務（外部委託業務を含む）および組織を対象とする。
- 3 内部監査による評価には次の各号に定める事項を含む。
  - (1) 戦略目標の達成に関わるリスクが、適切に識別、管理されているか。
  - (2) 事業運営または事業計画が、効果的かつ効率的に実行されているか。
  - (3) 事業運営または事業計画の結果が、当初の目的および目標と合致しているか。
  - (4) リスク管理体制等も含めた内部統制が、社内規程、関係法令および規制上の要件に沿っているか。
  - (5) 内部監査で使用する情報が信頼性を有しており、かつ、当該情報が適切な手段により識別、測定、分析、分類および報告されているか。
  - (6) グループ会社の役職員および当社の委託先の活動が、各社の社内規程、関係法令および規制上の要件に沿っているか。

## 第10条（グループ会社監査）

---

監査部は、次の各号に定める基本的な考え方に基づき、グループ会社に対する内部監査業務およびグループ会社の内部監査態勢の整備を行う。

- (1) 当社は、グループ会社の内部監査態勢の整備に向けた管理・指導等を行うとともに、グループ会社に対する内部監査計画を策定し、監査を実施する。
- (2) 当社は、グループ会社の内部監査態勢の整備に向けた管理・指導等およびグループ会社における内部監査に関する体制の評価・改善等を通じて、当社グループにおける内部監査の高度化に努める。
- (3) 前2号に基づく管理・指導等、監査および内部監査の高度化に際しては、グループ会社のリスクの種類、特性および軽重や、当社による経営関与の度合い等に応じて実施する。
- (4) 日本国外に所在するグループ会社については、その所在する国・地域の法制度等も踏まえた適切な方法により管理・指導等を行う。

## 第11条（改廃）

---

本方針の改廃は、取締役会の決議をもって行う。

制定 2025年3月25日

## 用語の説明

---

本方針内の用語の定義は以下の通り。

- (1) アシュアランス  
ある問題、状況、対象事項又はレビューの対象となる活動に関する、組織体のガバナンス、リスクマネジメント及びコントロールの各プロセスについて、確立された基準と比較することにより、ステークホルダーの信頼度を高めることを目的とした表明を指す。
- (2) 助言  
監査の結果に基づいて、組織の運営改善やリスク管理に向けた具体的な提案や推奨。監査人は、業務プロセスや内部統制の評価を通じて、改善の余地や潜在的な問題を特定し、実行可能な解決策を提供することが求められる。
- (3) 洞察  
監査プロセスを通じて得られた深い理解や見解。これは、データ分析や業務の観察を通じて、隠れた問題やトレンドを明らかにし、組織にとって重要な情報を提供する。洞察は、単なる事実の指摘に留まらず、その背後にある原因や影響、今後の影響について考察することが含まれる。
- (4) 先見性  
将来のリスクや機会を見越して、組織がどのように行動すべきかを提言。監査人は過去のデータや現状の分析を基に、将来的な展望を考え、変化する環境や市場の動向に応じた戦略的なアドバイスを行うことが求められる。

# 税務方針

## グループ税務基本方針

当社は、税務に対する主体的な取組として「グループ税務基本方針」を制定しております。この方針にもとづき、当社およびグループ会社は、国内および事業を展開する各国・地域で適用される法令等を遵守し、税務ガバナンスの向上に資する取組を推進します。

「グループ税務基本方針」は以下のとおりです。

※ 当方針は、当社およびグループ会社の全ての役職員に適用します。

### グループ税務基本方針

#### 1. 税法の遵守

当社およびグループ会社は、税法等を遵守し、適正な申告および納税を行います。

#### 2. 適正な納税に向けた体制整備等

当社およびグループ会社は、企業活動により生じる納税義務を適正に果たすための体制を確保するとともに、役員・職員に対する教育の強化に努めます。

#### 3. 税務当局との関係構築

当社およびグループ会社は、税務当局に対し適時・適切に情報提供を行うとともに、事前照会等を通じて税務当局と建設的な対話をを行い、適切な関係構築に努めます。

#### 4. 透明性の確保

当社およびグループ会社は、関係国・地域の税法等、会計基準、その他国際ルールに従って、税に関する情報を適切に報告・開示します。

#### 5. 税務リスクへの対応

当社およびグループ会社は、税務の観点からの十分な事前検討に加え、専門家の活用や税務当局への事前照会を行うこと等により、税務リスクの低減に努めます。

#### 6. 適正なグループ内取引等の実施

当社およびグループ会社は、当社グループ会社との取引や国境を越えた取引について、移転価格税制等に従った適正な取引を行います。

#### 7. 適正な税負担の実現

当社およびグループ会社は、各種制度を適切に利用することで適正な税負担の実現に努め、租税回避を目的とした取引を行いません。

#### 8. 税務コスト管理の高度化

当社およびグループ会社は、税法等にもとづき、二重課税の排除や減税制度の適切な活用等を通じ、税務コスト管理の高度化に努めます。

## 情報開示

---

当社の経営情報について、正しく、かつタイムリーにご理解いただけるよう、各種ディスクロージャーの充実に努めています。

- › 統合報告書
- › 決算・経営戦略説明会資料